

# 医療局病院経営本部人事課 WEB 説明会運用ルール

制定 令和2年9月2日 病人第458号

## 第1章 総則

### (趣旨)

第1条 この運用ルールは、医療局病院経営本部人事課における WEB 説明会の実施にあたり、必要となる事項について定める。

### (定義)

第2条 この運用ルールにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市第6号）第2条第3項に規定する個人情報をいう。
- (2) 行政情報ネットワーク 横浜市行政情報ネットワーク運用管理規程（平成14年2月横浜市達2号）第2条第1号に規定する行政情報ネットワーク（以下「YCAN」という。）をいう。

### (利用業務及び利用目的)

第3条 WEB 説明会を利用する業務（以下「利用業務」という。）及び利用目的は別表1のとおりとする。

### (運営主体及び参加者)

第4条 WEB 説明会の運営主体及び参加者は別表2のとおりとする。

## 第2章 運営責任者及び利用環境

### (運営責任者等の設置)

第5条 この運用ルールの目的を達成するため、運営責任者、運営補助者を置く。

### (運営責任者)

第6条 運営責任者は運営主体となる課等の長をもって充てる。

### (運営補助者)

第7条 運営責任者は、運営責任者の作業を補助させるため、運営補助者を置くことができる。

- 2 運営補助者は、運営主体となる課等の係長及び職員から運営責任者が指名する者をもって充てる。

(利用するサービス及びサービス運営事業者)

第 8 条 WEB 説明会において利用するサービス及び当該サービスの運営事業者は別表 3 のとおりとする。

2 運営責任者は、利用業務及び取り扱う情報の重要性に応じ、利用するサービスを選定しなければならない。

(利用する機能)

第 9 条 WEB 説明会において利用する機能は別表 4 のとおりとし、その他の機能については原則無効化すること。

(利用者及び利用環境)

第 10 条 WEB 説明会の利用者並びに利用場所、利用機器及び利用回線（以下「利用環境」という。）は別表 5 のとおりとする。

### 第 3 章 運営責任者の責務

(サービス利用開始手続)

第 11 条 運営責任者は、サービス運営事業者との契約、管理者アカウントの作成、サービスの動作設定等、WEB 説明会の運営に必要な作業を実施しなければならない。

(利用者への事前説明及び利用許可)

第 12 条 運営責任者は、WEB 説明会の利用者に対して、事前に本運用ルールに定める事項を説明し、利用者が内容を十分に理解したことを確認したうえで、利用を許可しなければならない。

(利用状況の確認及び是正の指示)

第 13 条 運営責任者は、定期及び必要に応じ、利用者による利用状況を確認しなければならない。

2 前項による確認の結果、第 3 条に定める目的に反する利用等、不適切な利用が認められる場合、運営責任者は該当する利用者に対し速やかに是正を指示しなければならない。

(継続利用要否の確認と利用停止手続の実施)

第 14 条 運営責任者は、WEB 説明会の継続実施の必要性を年 1 回及び必要に応じて確認しなければならない。

2 前項による確認の結果、WEB 説明会の継続実施が不要である場合には、アカウントの削除、サービス運営事業者との契約解除その他本サービスの利用停止に必要な作業を速やかに実施しなければならない。

## 第4章 制限事項

### (利用環境)

第15条 利用者は、第10条に定める利用環境からWEB説明会を利用しなければならない。

- 2 利用環境と異なる環境からWEB説明会を利用する場合、利用者は、事前に運営責任者の許可を都度得なければならない。
- 3 WEB説明会を録画する場合には、事前に参加者の承認を得なければならない。

### (個人情報の取り扱い)

第16条 WEB説明会上で個人情報を取り扱ってはならない。

- 2 個人情報の取扱いが業務上必要である場合、運営責任者は個人情報の取扱いにあたり必要となる手続きを実施しなければならない。

## 第5章 セキュリティ対策

### (利用サービスのセキュリティ対策)

第17条 運営責任者は、利用するサービスについて、次の各号に掲げるリスクを考慮し、安全にサービスが利用できるよう事前に設定するとともに、適切に運用しなければならない。

- (1) 第三者がWEB説明会に参加し、説明会の内容を覗かれるリスク。
- (2) 利用可能な機能を、悪用されてしまうリスク。

### (アカウントのセキュリティ対策)

第18条 運営責任者及び利用者は、WEB説明会で利用するサービスのアカウントに対する不正アクセスを防止するため、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 他のサービス等で利用しているアカウント名・パスワードを使いまわしてはならない。
- (2) 異動等により利用する職員等に変更が生じた場合、速やかに当該アカウントのパスワードを変更しなければならない。
- (3) 必要に応じ、多要素認証等、ID・パスワードが漏えいしたとしても不正アクセスが発生しないための対策を講じなければならない。

### (利用場所のセキュリティ対策)

第19条 利用者は、WEB説明会を利用する物理的な場所について、次の各号に掲げるリスクを考慮し、事前に安全性を確認したうえでWEB説明会に参加しなければならない。

- (1) 覗き込み、立ち聞き等により、通話内容が第三者に漏えいするリスク。
- (2) 目的外の情報が映り込む等により、意図しない情報がWEB説明会上で発信されてしまうリスク。
- (3) 周囲の騒音等により、通話品質を確保できないリスク。

(利用端末のセキュリティ対策)

第 20 条 利用者は、WEB 説明会に利用する端末について、次の各号に示す対策が実施されていることを事前に確認したうえで、WEB 説明会に参加しなければならない。

- (1) Windows、iOS、Android 等、端末の OS が最新化されていること。
- (2) WEB 会議で利用するソフトウェアが最新化されていること。

(利用回線のセキュリティ対策)

第 21 条 利用者は、WEB 説明会に利用する回線について、次の各号に掲げる事項について、事前に確認したうえで WEB 説明会に参加しなければならない。

- (1) サービス運営主体が示す通信要件を満たしていること。
- (2) 回線契約において通信量の上限が定められている場合、当該 WEB 説明会の実施にあたり十分な通信量が残存していること。
- (3) WiFi 及び LTE 網を利用する場合、無線通信の電波状況に問題がないこと。

(説明会への参加方式)

第 22 条 WEB 説明会における参加方式は、別表 6 のとおりとする。

- 2 前項に定める方式以外で会議の招集及び参加を行う場合、利用者は運営責任者に事前に確認しなければならない。

## 第 6 章 その他

(外部規定類の順守)

第 23 条 運営責任者及び利用者は、本運用ルールに加え、サービス運営事業者が定めるサービス利用規約を遵守しなければならない。

- 2 運営主体が本市以外である Web 説明会に参加する場合など、当該運営主体が別途定める利用ルールが存在する場合、運営責任者及び利用者は、当該利用ルールを遵守しなければならない。

(委任)

第 24 条 この運用ルールに定めるもののほか、この運用ルールに関し必要な事項は、運営責任者が定める。

## 附 則

この運用ルールは、令和 2 年 9 月 14 日から施行する。

別表1 利用業務、説明対象、及び利用目的（第3条）

利用業務	説明対象	利用目的
病院説明会	看護学生又は看護師 養成校卒業者、看護 師・助産師	横浜市立 2 病院を就職希望者に理解してもらい、病院見学や採用選考応募につなげる

別表2 WEB 説明会の運営主体及び参加者（第4条）

運営主体	医療局病院経営本部人事課
参加者	看護師・助産師養成のための学校及び養成所の学生
	看護師・助産師の免許を所持している者

別表3 利用するサービス及びサービス運営事業者（第8条）

サービス名	Zoom、Cisco Webex
サービス運営事業者	Zoom Video Communications、シスコシステムズ

別表4 利用する機能（第9条）

サービス名	利用する機能
Zoom、Cisco Webex	音声共有機能
	映像共有機能
	画像共有機能

別表5 利用者及び利用環境（第10条）

組織	利用者	利用場所	利用機器	利用回線
医療局病院経営 本部人事課	看護師キャリア 支援担当係長・ 課長	18 階共有会 議室	貸出用端末又は私 用端末	貸出用端末の場合 はYCAN回線 私用端末の場合は 18階インターネット 回線(無線LAN)
	人材育成担等担 当職員・係長	18 階共有会 議室	貸出用端末又は私 用端末	貸出用端末の場合 はYCAN回線 私用端末の場合は 18階インターネット 回線(無線LAN)
事前参加申込	参加者	自宅・学校内	参加者の私用端末 学校の端末	参加者の私用回線 学校の回線

別表6 WEB 説明会への参加手順

説明会	参加手順
横浜市立病院説明会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・参加者は事前に電子申請システムの申込みフォームより参加申込を行う。</li> <li>・当日、参加者へ電子メールで招待用 URL を送付する。</li> <li>・参加者は事前に指定した説明会の時間帯に入室する</li> </ul>